

【手続き時に必要なもの】

令和2年1月2日以降に姫路市に転入された場合、または保護者の一方が姫路市外（海外を除く。）に居住の場合にマイナンバーを提示される際は以下の書類が必要です。受付はこども保育課窓口のみとなります。

- (1) 個人番号申告書
- (2) 番号確認書類（下記参照）
- (3) 本人確認書類（下記参照）

マイナンバー提示の際に必要な確認について

- **保護者が手続きする場合** ⇨申請者の「番号確認」、申請者の「本人確認」が必要です。

申請者の番号確認に必要な書類 → 次のうち、いずれか1点 A	
①通知カード（記載事項に変更がない場合に限る）	
②個人番号カード*	*個人番号カードがあれば、1枚で番号確認と本人確認の両方ができます。
③マイナンバー記載の住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書	
※交付を受ける際に、マイナンバー記載の有無が選択できます。	

申請者の本人確認に必要な書類 → 次のうち、いずれか1点(有効期限内のものに限る) B		
①住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）	⑬その他、官公署から発行・発給された書類のうち顔写真付きで、かつ「氏名＋生年月日」又は「氏名＋住所」が記載されているもの。	
②個人番号カード*	-主な書類(例)- 戦傷病者手帳、船員手帳、海技免状、 猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、 電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、 運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、小型船舶操縦免許証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書	
③運転免許証		
④運転経歴証明書		
⑤旅券（パスポート）		
⑥身体障害者手帳		
⑦精神障害者保健福祉手帳		
⑧療育手帳		
⑨在留カード		
⑩特別永住者証明書		⑨～⑫は、外国人住民の方を対象に交付されるものです。
⑪一時庇護許可書		
⑫仮滞在許可書		
顔写真に汚れやキズがある場合や、撮影から相当の年数が経過しているなどにより、本人確認が困難な場合には、別の本人確認書類の提示を求めることがあります。		
上記書類①～⑬を1点もお持ちでない方	「氏名＋生年月日」または「氏名＋住所」が記載されている下記の書類のうち2点を1点もお持ち健康保険又は介護保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証など	

- **代理人が手続きする場合** ⇨「代理権の確認」、保護者の「番号確認」、代理人の「本人確認」が必要です。

代理権の確認に必要な書類	
任意代理人 〔 同一世帯の親族は不要です 〕	委任状 様式は別途指定。こども保育課までお問合せください。

保護者の番号確認に必要な書類
保護者がマイナンバーを利用する手続きをする場合の「番号確認に必要な書類」(上表A)と同じ。(コピー可)

代理人の本人確認に必要な書類
保護者がマイナンバーを利用する手続きをする場合の「本人確認に必要な書類」(上表B)と同じ。 ※代理人の本人確認書類をご用意ください。保護者の本人確認書類は不要です。